別紙 12 日本企業及び日本人をサポートする機関・団体からのヒアリング・アンケート

1 在ミャンマー大使館(経済・協力班)へのヒアリング(2016年度)

在ミャンマー大使館(経済・協力班)に対して、ミャンマーにて実施している無料法律相談について、書面による実態調査(書面での回答は別紙 11 のとおり)及び対面でのヒアリング調査を実施した(2016 年度調査)。ヒアリング調査時に聴取した事項は、以下のとおりである。

(1) 無料法律相談について

ア 無料法律相談の概要

大使館での無料法律相談は、ミャンマーに限らず、各国で実施している プロジェクトである。

イ 対象者

無料法律相談は、基本的に中小企業を対象に実施している。対象となる中小企業については、法律上の定義を利用し(資本金等を要件とする)、該当する企業のみを相談の対象者としている。ただし、該当性を厳密に調査し、相談を拒否するような運用は、現時点では行っていない。

ウ 相談内容

ミャンマー進出を希望する企業からの、進出に関わる種々の相談が主である。ミャンマー現地で相談を実施しているものの、出張ベースでミャンマーに視察に訪れ、その過程で無料法律相談を利用するケースが比較的多く見られる。現時点では、ミャンマー国外での広報はしていないものの、何らかのルートにより大使館の無料法律相談の存在を知り、相談に応募してくるのではないかと思われる。

エ 現状での利用頻度

無料法律相談の実施開始から 1 ヶ月に 1 件程度の相談を受けていたが、(ヒアリング調査実施)前月には1ヶ月で3件ほどの相談を受けた。

オ 今後の展望

先日、2 年度目の契約更新を完了しており、今後も外務省・大使館として 予算が出る限りは継続したいと考えている。定期的に無料法律相談の広告を 出して、告知を行っていくつもりであるが、基本的には無理のない範囲で実 施していきたいと考えており、沢山の相談数を確保することが重要とは考え ていない。

JETRO においても類似のサービスを提供していると理解しており、今後は、JETRO の相談とお互いに上手く役割分担できるようにしたいと考えている。JETRO の相談については、まさに進出最初期段階での情報提供を主とし、大使館の無料法律相談は、もう少し進出の検討が進んだ段階での相談を主とするような形になれば、両者で上手く役割分担ができるのではないかと考えている。

(2) 外国人弁護士規制について

正確に知っているわけではないが、オーストラリア弁護士が、ミャンマー国内のとある紛争関連案件において、依頼者の代理人として内容証明(に相当する通知)を送付したことがあり、ミャンマー弁護士がこうした動きを問題視することがあったと聞いている。外国弁護士に対する規制の動きについては、この一件により盛り上がったと聞いている。

もっとも、具体的な外国弁護士に対する規制について、現在どこまで具体化 しているかどうかは把握していない。

(3) 日本人弁護士に期待すること

守秘義務に抵触しない範囲で、これまでの問題事例を共有・公開することができれば、他の企業等に役立つと考える。また、弁護士サイドにおいても、直面している難しい問題等を併せて共有して欲しい。もしより大きな力を動かさないと案件が進行しないと思った時は、大使館を頼ってもらっても良い。これまで、大臣クラスに話を持っていき、案件を進める助力をしたことがある。

また、法律事務所は、可能な限り一致団結して対応していただきたい。

その他、政府関係者とのコネクションはより強固にし、日本の法律や法律家 に対する親近感を持ってもらえるようできる限りの努力をしてほしい。

2 在ミャンマー大使館(領事部)へのヒアリング(2016年度調査)

在ミャンマー大使館(領事部)には、主に在留邦人の問題等を調査するため対面 でのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査時に聴取した事項は、以下のとおり である。

(1) 邦人支援体制

大使館では、安全の手引きを 1 年に 1 回発行し、大使館のウェブサイトでダウンロードできるようにしている¹。内容としては、治安・防犯、医療・健康、緊急時の対応に大きく分けることができる。

その他、何かあればいつでも大使館で相談にのる体制はある。

(2) 邦人の直面する問題

犯罪被害等については、先の安全の手引きに複数の事例が載せられている。 それとは別に、例えば次のような問題がある。

ア 事例1:地下銀行/地下送金

ミャンマーは、(2016年10月までは)経済制裁対象国であったため、銀行送金、特にUSドルでの海外送金が難しいことが多かった。そこで、地下銀行の利用が横行していたが、この地下銀行を利用しての詐欺が時々見られていた。送金先として地下銀行を指定させ、送金資金とともにそのまま消えてしまう、というパターンである。

騙される企業の多くはミャンマーに進出したことがないか、あるいはほとんどミャンマーでのビジネスに経験がないような企業であり、進出済み企業が騙されるという話はあまり聞かない。

イ 事例2:困窮邦人

ミャンマーでは、タイやフィリピン等と違って、困窮邦人の話はあまり 聞かない。

ただし、過去に 1 名、困窮邦人ではないかと思われるような在留邦人が いたことがある。大使館として当該在留邦人の帰国を手助けしようと、航空

http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/honbun.pdf

券も手配したが、予定されていたフライト日の直前にどこかに消えてしまった。年金受給の手続きもして、大使館にさえ来れば受領できるようにしたのだが、それも受け取りに来なかった。日本に帰国する事ができない事情があるのではないかと推測され、年金についても、そうした事情と関連して、警戒して受け取りに来ないのではないかと推測する。

ウ 事例3:日本人による詐欺

数年前、ある在留邦人による日本人に対する詐欺が大きな問題になったことがある。ヤンゴンでも有数のオフィスビルに事務所を構え、投資詐欺を行っていたらしい。騙されるのは、初めてミャンマーに来たような日本人ばかりであったと聞いており、実際にミャンマーで活動している在留邦人が騙されたような話はほとんど聞いていない。

工 事例 4:交通事故

ヤンゴンは交通事情が悪く、交通事故の問題を耳にすることが最も多いと感じる。

交通事故にあった際に警察を呼んだ場合、その根拠は明確には分からないが、事件処理のために一定の費用支払いが必要と言われている。費用支払いを避けるため、ミャンマー人は警察を呼ぶことを嫌がることがあるが、警察はきちんと呼んで対応するべきと考える。

警察を呼んだ場合、過失があるとされる人間は、警察に拘束されることになるが、被害者との示談が成立すれば身柄は解放される。そのような背景の下、日本人とミャンマー人が事故を起こしてミャンマー人が身柄拘束された場合、身柄拘束されたミャンマー人の一族が集まって、被害を受けた日本人を取り囲んで、示談書にサインを強要するというケースを何度も耳にしている。加害者との示談交渉に当たっては、警察の面前や、大きなホテルのロビー等、衆人環視の状況で実施するべきで、加害者の家や、小さなホテルで示談交渉するようなことは避けるべきである。また、信頼できる通訳を付けることも有効である。

オ 事例5:通訳による詐欺

先ほど、通訳の重要性を説明したが、詐欺事件で間に入っているのは、 通訳であることがよく見受けられる。間に入って双方から金を貰ってうまく 立ち回るということがあるとも聞いている。日本語を話す人を安易に信頼す ることは危険であり、適切なルート等を通じて信頼できる通訳を探しておく べきである。

カ 事例6:裁判について

裁判になると出頭を確保するため、出国停止処分になる。日本人が、数年間もミャンマーを出国できなくなることを受け入れることは困難であり、相手方との示談が事実上強制される雰囲気となる。

また、外国人に対し公平な裁判を期待できる状況にはないと思われる。 大使館として、迅速かつ公正にやってほしいとお願いすることはあるが、裁 判の内容にまで踏み込んで圧力をかけるような事は難しい。また、賄賂は横 行している模様である。

その他、証拠を少しずつ提出することで、手続きを遅延させる引き伸ば しもあると聞く。また、裁判手続きに通訳が来ない結果、当日の裁判手続き を延期させることもよくある模様である。

キ 事例7:宗教への不敬

宗教に対する不敬は気を付ける必要がある。

ミャンマーでは、宗教に関わるものに対する不敬は犯罪とされる。

例えば、ニュージーランド人が、ブッダにヘッドフォンをかけてウェブサイトに掲載したところ、不敬であるとして懲役3年の有罪になったという事例がある。また、ミャンマーでは、路上等も含めて大きな音量で仏教の説法が流されていることがよくある。ある外国人が、当該説法がうるさいためスピーカーの電源を抜いたところ、懲役3ヶ月の有罪になったという事例もある。

ク 事例8:女性に対する犯罪

ミャンマーでは女性に対する暴力や不敬は、特別な犯罪を構成するとされており、処罰も厳しい。大使館でも、ある日本人男性が、大使館の待機列で待っているミャンマー人女性に触れたとされ、割込みだと騒ぎ立てられ、騒動になったことがある。日本人は納得できない様子であったが、領事が直接その場に行き、その女性に謝罪するよう強く説得したことがある。

ケ 事例9:国籍について

ミャンマーでは国籍の取得が極めて厳しく制限されており、日本人と ミャンマー人のハーフであっても、ミャンマー国籍を取得する事ができず、 日本国籍しか取得できない。ミャンマーで生まれ育ち、本人のアイデンティ ティがミャンマー人に親近感を持っている場合もあり、そのような場合に ミャンマー国籍を取得できないのはかわいそうにも思う。

コ 事例10:タクシーとのトラブルについて

最近、タクシードライバーとのトラブルをよく聞く。特に、夜、酒を飲んでタクシーの運転手に対して横柄な態度を取り、結果としてトラブルになるということがある。

また、夜間のタクシーに乗車したところ、ドライバーに強姦されそうになったり、またトランクルームに仲間が潜んでいて強盗されるという事件を耳にしたこともあるため、夜間のタクシーには十分に気を付ける必要がある。Oway というタクシー会社の配車アプリがあるため、そうしたアプリを活用するのも手である。

サ 事例11:国際結婚

ミャンマーでは、結婚・離婚に公的な手続きは存在せず、宗教的な権威者による署名によって成り立っている。

現在、仏教徒は裁判所がサインをしてくれるため日本人との結婚は可能だが、イスラム教徒、キリスト教徒についてはサインを拒否する実務慣行と聞いている。したがって、日本で婚姻届けを出すといった手続きが必要になってくる。

シ 事例12:薬物問題

ヤンゴンを含め、ミャンマーでは粗悪な薬物を安価な値段で手に入れる ことができる。日本人含め、そうした違法薬物に手を染める外国人もいると 聞く。

(3) 日本人弁護士への期待

通常、大使館ではトラブルに対応できる弁護士リストを用意しているが、

ミャンマーでは個人への支援体制が整っていないと思われ、そのような弁護士リストを作成できていない。もし無料法律相談が実施できるのであれば、ミャンマーの在留邦人にとって有益と考える。

3 ヤンゴン日本人会へのヒアリング (2016年度調査)

2016 年度における在留邦人を対象としたアンケートでは、十分な回答を得ることができなかったため、隠れた問題を調査する事を目的として、ヤンゴン日本人会役員会の場に同席し、役員から意見を得る旨のヒアリング調査を行った。調査によって得た回答の概要は、以下のとおりである。

(1) 在留邦人個人についての問題

ア 交通事故

交通事故に関する問題は、頻繁に生じている。口頭で交渉を行い、その場で処理をするのがほとんどのケースである。人に当てて怪我がない場合に3万チャット、骨が折れた場合に20万チャット支払ったとの事例に接したことがある。

加害者となると、難しい対応を迫られる局面もある模様である。例えば、24 時間以内に裁判するか、その場で示談するかしないとダメだ、等と脅され、無理やり書面を書かされることがある模様である。また、外国人と分かると周囲のミャンマー人が周りを取り囲んで、口々にまくし立てられることがあると聞いたことがある。

イ 賃貸借契約トラブル

不動産賃貸借契約を締結し、不動産を利用している途中において、賃貸 人等から嫌がらせを受け、その結果退去を余儀なくされるという事例を耳に したことがある。

ウ 結婚の難しさ

日本人を含む外国人とミャンマー人間の結婚に対し、ミャンマー政府は消極的立場を採用している模様である。

ミャンマーでは、結婚について、宗教毎に異なるルールが適用される。外国人との結婚を認めるかどうかについても、宗教毎の判断による。ミャンマーは、仏教徒が過半数を占める国ではあるが、キリスト教徒やイスラム教徒も相当数存在している。現在、日本人との結婚について、宗教によって、国内での結婚の可・不可が分かれており、仏教徒は婚姻の成立が可能だが、キリスト教徒やイスラム教徒では結婚契約書への承認のサインを得られない

と聞く(いずれの信者であれば結婚が可能であるのか、出席者間で不一致が 見られた。もっとも、宗教により結婚が難しいというのは事実と思われ る)。

エ その他親族関係

その他、日本で既に結婚している日本人が、ミャンマーで愛人を作った 結果、その愛人から金銭的補償を求められるというケースがあると聞く。 ミャンマーの国内法により、かような補償請求権が定められているらしい。

才 教育

外国人が、公立学校に行くことが難しい状況にあると聞く。外国人にも 門戸を広げたが、実際には前例がない状況という話も聞いたことがある(門 戸が「一応」解放されているのか、そうでないのかという点において、出席 者間で意見が不一致であった。しかし、外国人が公立学校に行くことが難し いという点では一致していた)。

(2) 日本人弁護士のニーズについて

(ある役員の強い意見)悪気がなくても、日本人個人が加害者になる事件はいつでも起き得る。現在進出している法律事務所のほとんどは、企業法務を専門にしており、そのような事件を担当できる日本人弁護士がほぼいない。日本人弁護士が、個人も対応できる体制を整えてもらえると、非常に心強い。

(3) 日本人弁護士の活用について

(当職より、日本人弁護士活用のため、何か日本人会において支援ができる体制にあるかを質問。例えば、無料法律相談会を実施することが考えられる等と説明)

日本人会として、責任を持つことが難しいため、実施の方法は十分に検討する必要がある。ただし、日本人弁護士として個人をサポートする必要性は認識しており、何らかの形でサポートしたいという思いはある。

4 ネピドー日本人会へのヒアリング

ミャンマーでは、軍事政権時代に、首都がヤンゴンからネピドー(Nay Pyi Taw)に遷都された。ネピドーは政治のために作られた人工都市であり、経済活動はあまり行われていない。しかし、近年、ネピドーにおいても日本人会ができ、活動しているとの情報を得たため、日本人会へのヒアリングを依頼し、実施した。

その概要は、以下のとおりである。

ネピドー日本人会では、現在 58 名が所属している。1 名が事業会社に所属している者で、残りは商社関係者か、JICA あるいは JICA のコンサルタント等である。

ネピドーでは、ほとんど自動車が走っていないこともあって、普通に生活している限り、交通事故はほぼ起きない。

まともな医療を受けられる機関が皆無であることが、大きな問題である。ヤンゴンの場合、レベルは低いものの、それなりの医療を受けられる病院はある。一方、ネピドーでは、そうした病院は一切ない。一応病院はあるが、熱が出れば風邪薬、腹痛があれば胃腸薬というレベルのものしかなく、まともな医療を受けることはできない。

その他、娯楽がほとんどないことも生活を難しくしている。娯楽が少ないと言われるミャンマーだが、ヤンゴンであれば、多少の娯楽はある。ネピドーにはゴルフ場程度しかなく、その他娯楽と言えるものは一切ない。

5 DICA ジャパンデスクへのヒアリング

前述のとおり、ミャンマーでは、現地法人及び支店の設置いずれにおいても、登記を経る必要がある。また、外国法人の場合、営業許可も取得しなければならない。かような登記及び営業許可は、投資・企業管理局(DICA)が直接の所轄官庁となる。

DICA には、JICA 及び JETRO からそれぞれ 1 名ずつ専門家が派遣され、ジャパンデスクが設けられている。そこで、A 氏(JETRO 派遣 Advisor) 及び B 氏(JICA 派遣 Advisor) に対してヒアリングを行った。ヒアリングにおいて、聴取した事項は次のとおりである。

(1) ジャパンデスクについて

ア ジャパンデスクができた経緯

ミャンマーでは、2011 年に軍事政権から民政移管がなされ、諸外国からの投資が急増した。中でも、特に日本からの投資が大きく増えた。しかしながら、日本の場合、言葉の壁等があり、対応に困難を感じていることもあった。そのような中で、DICA 職員が、ヤンゴン国際空港で大使館参事官と話をする機会があり、ジャパンデスク設置の口頭での依頼がなされ、その後正式に政府間での依頼がなされた。その結果、2014 年 3 月に、JICA から 1 名、JETRO から 1 名、合わせて 2 名が派遣されるに至った。

イ JETRO 派遣 A 氏の略歴

公認会計士資格保有者である。2011 年まで、国内大手監査法人に所属して監査業務を行っていた。その後、大手会計事務所バンコク事務所に移籍し、主に日系企業の監査を担当、2012 年には、同法人のミャンマー事務所を再開させた。その後、JETRO に出向して、JETRO にて業務を行っていたが、2014 年 3 月のジャパンデスク設置に伴い、ジャパンデスクへの派遣要員として指名された。そこで、JETRO と契約を締結した上で、ジャパンデスクに出向することとなった。現在の契約は、2018 年 3 月まで残っており、少なくともそこまではジャパンデスクとして勤務し続ける予定である。

ウ JICA 派遣 B 氏の略歴

JICA の専門家スタッフであり、投資産業に関する分野で活躍し、OECD

案件等に携わってきた。これまでインドネシアに長期滞在していたほか、アジア・アフリカ地域で活躍してきた。2014 年 3 月のジャパンデスク設置に伴い、ジャパンデスクに出向することとなった。現在の契約は、2017 年 3 月まで残っており、少なくともそこまではジャパンデスクとして勤務し続ける予定である。

工 日常業務

ジャパンデスクとしての中心的業務は、日本企業に対するアドバイスである。進出検討時、進出時、進出後、いずれにおいても相談を受けるが、その多くは、進出検討時及び進出時の相談である。

出向元である JETRO や JICA の業務も行っており、オブザーバーとして DICA の審査業務等に関与することもある。

才 相談方法

日本企業から、ジャパンデスクに直接連絡してくるのが、一般的な相談方法である。現在、ミャンマージャポンに記事を連載しており、記事を見て相談に来ることもある。

その他、出向元である JETRO や JICA から紹介を受けることもあり、また、かつての勤務先である大手会計事務所から紹介を受けることもある。ユニークな例としては、DICA 内部において、日本人が窓口に来ているから面倒を見てくれ、と声をかけられることもある。

カ 相談業務以外の業務

相談業務以外の業務としては、制度構築についてのサポート、イベント の企画等が挙げられる。

制度構築としては、例えば法律整備や下位法令整備等が挙げられる。また、イベントの企画としては、例えば、2015 年秋に実施したマンダレー投資フェア²が挙げられる。イベント企画に当たっては、日本企業だけを対象とすることはできないので、日本企業をメインターゲットにしつつも、各国からの参加も積極的に受け入れている。

² ミャンマー国ティラワ SEZ 管理委員会 能力向上支援プロジェクト JICA 専門家

キ 外部専門家の紹介

JETRO は、ミャンマービジネスに関する専門家リストを作成している。 そのリストには、弁護士や会計士、コンサルタント等様々な専門家が記載されている。相談相手から専門家を紹介して欲しいという話があれば、このリストを渡して紹介している。もっとも、不公平が生じないよう、具体的な相談先を指定して案内することはなく、リストの中から自己責任で判断してもらっている。

JICA では、政府機関にネットワークがある。政府機関や政府関係者へのネットワークの活用が必要であれば、JICA のネットワークで人を紹介することがある。民間の専門家を直接に紹介するということはない。

ク 1ヶ月の相談数

JETRO 派遣 A 氏の場合、リピーターを含めると 1 ヶ月で 70 から 80 件ほどの相談がある。

ケ 相談内容

MIC や会社設立等の手続関係の相談が多い。新政権になってどんな状況であるか、といった一般的情報収集に関する質問を受けることもある。

その他、税務、資金繰り等の金融関係の相談も時々ある。

労務関係の相談はあまりない。かつてはあったのだが、弁護士の数が増えたせいか、最近はほとんどなくなった。

紛争に関する相談を受けることもある。例えば、ミャンマーのローカルパートナーに出資をしたが、よく調べてみると出資がされていないというようなものや、持ち逃げされてしまったというようなものである。ジャパンデスクが、トラブル案件へのアドバイスをすることはできないので、具体的な解決策を提示することはできない。

(2) 日本法弁護士に望むこと

日本法弁護士が、法律の起草にもっと積極的に関与できると良い。

日本法弁護士は、法律起草のアドバイザーとして関与することはあるものの、中核的メンバーにはなっていないように思う。日本法弁護士は、そのような中核的メンバーになって欲しい。

現在の法律起草は、ミャンマーの実情を十分に理解しないまま、外国法をそ

のまま輸入しようとする例が散見される。一方、日本法弁護士は、ミャンマーで 活躍している弁護士が何名もおり、実際のミャンマーの状況を良く見知っている と思う。そうしたミャンマーをよく知る日本法弁護士に、ミャンマーにあった法 律起草を行ってもらいたい。

どうすれば関与できるかだが、日本法弁護士が、国際弁護士グループの中心 メンバーとなる、というのは一案ではないだろうか。法律起草に際し、日本法弁 護士だけをターゲットとして法律起草の援助を依頼することは、難しいと思う。 しかし、国際弁護士を束ねる組織があれば、そうした組織に法律起草支援を依頼 できるかもしれない。その中心に日本法弁護士がいれば、結果として日本法弁護 士が大きな発言力を持って起草作業が進められる。

(3) 法的安定性

かなり不安定である。予測可能性が非常に低く、これまで常識だと思ってい たことが、突然覆されることがある。そのギャップも大きい。

(4) 在外公館について

ア 横の連携

JICA や JETRO、大使館等と横のつながりがある。主に、日本ミャンマー 共同イニシアティブで、日本側及びミャンマー側の官民挙げて協力体制が敷 かれている。

イ 大使館実施の無料法律相談

具体的な連携があるわけではないが、必要なら案内は行う。大使館及び JICA のいずれも外務省下の組織であり、特に横のつながりがある。無料法 律相談の実施検討時期に、「無料法律相談を立ち上げたいが、どのような内 容でやったら良いか」という相談を受けたことがある。

なお、JETRO でも法律事務所とリテーナー契約を締結し、中小企業を中 心に、法律相談の案内を行っているようである3。

後記7参照。

(5) 汚職について

それほど多くはないが、時々聞くことがある。DICA内部でも、書類申請を受領してもらえず、暗に金銭を要求された、というクレームを受けたことがある。ただし、こうした汚職の被害を受けやすいのは、主に小規模な企業だと思う。

(6) その他

現在、改正作業が進められている会社法については、2016年内に成立と言われている 4 。ただし、政権交代に伴い、新政権による全体的な見直しの流れが進んでいる。会社法についても、改めて見直しする流れが生じないとは言い切れない。

⁴ その後、2017年12月に成立した。

6 ティラワ経済特区管理委員会所属 JICA 専門家へのヒアリング

既述のとおり、ミャンマーには 3 箇所の経済特区があり、外国投資家は、経済特区の特別な投資許可を得ることができる。現在は、ティラワ経済特区のみが開業している。ティラワ経済特区には、JICA から日本人専門家が派遣されていることから、同専門家 C 氏に対するヒアリングを実施した。

(1) ティラワ経済特区管理委員会について

ア C氏の略歴

アジア地域の経済特区を専門とするコンサルタントとして活動してきた。カンボジアにおける円借款での経済特区プロジェクトでは、事前調査の時点から経済特区立ち上げに関与した。また、ラオスでも経済特区に関与した。主に、経済特区の制度設計や法律整備を専門としている。

なお、カンボジアでの経済特区立ち上げに当たっては、日本の大手法律 事務所から、意見を貰う等、協力してもらったこともある。

イ C氏ティラワ経済特区への派遣にいたる経緯

2011 年の民政移管後、テイン・セイン元大統領を中心とした政権与党が、外資誘致のために、経済特区に重点を置く旨の方針を打ち出した。

そこで、曖昧な規定に終始している旧経済特区法を、国際的に通用するような経済特区法へと改正したいという動きが高まった。日本は、有力な投資元国として期待されており、日本人でかつ経済特区を専門としてきた C 氏が自然と指名されるに至った。ミャンマー政府の指名を受け、C 氏はミャンマー政府と直接契約を締結し、経済特区設置に当たってのアドバイザーに就任した。

その後、経済特区についての政府関係者へのプレゼンテーション、経済特区法のドラフト作成等を行い、JICA 所属のアドバイザーという形に切り替わった。その後も経済特区法施行規則のドラフトや通知(Notification)、指導(Instruction)といった下位法令の作成にも携わっている。法令起草だけでなく、投資許可交付に関する審査業務にも携わっている。また、投資申請を検討する企業や、進出済み企業等から、相談を受けることもある。

⁵ ミャンマー国ティラワ SEZ 管理委員会 能力向上支援プロジェクト JICA 専門家(輸出入・税関・物流/投資審査・モニタリング担当)

ウ ワンストップサービスセンター(OSSC)について

ティラワ経済特区管理委員会には、ワンストップサービスセンターが設けられている。これは、12 省庁の一部機能をこの OSSC に集約させ、許認可関係の手続きを集約し、結果として経済特区外で必要とされる手続きをできるだけ簡素化しようというものである。

エ 日本企業からの相談

日本企業からは、ティラワ経済特区に関係する様々な質問が大量に寄せられる。本当に雑駁なことから大量の質問が寄せられるため、日々の業務に 支障を来すほどである。もう少し、整理してから質問するようにして貰える と有難いと思っている。

なお、日々の業務として、日本企業だけを担当している訳ではない。他の国の企業の投資審査等も全て幅広く見てアドバイスを行っている。

日本企業から相談を受けた際、弁護士が必要な案件であれば、弁護士への相談を進めている。不公平な取扱いはするべきではないので、個別具体的に紹介するようなことは基本的にはしない。

オ ティラワ経済特区自身による弁護士の利用

アドバイザーとして、当地に駐在している弁護士を起用することが多い。

ティラワ経済特区では、経済特区法にあるとおり、管理委員会が幅広い権限・裁量を持って活動している。ティラワ経済特区では、ティラワ経済特区管理委員会から、様々な指導(Instruction)や通達(Notice/Notification)を公布している。そうした指導や通達をドラフトするのも私の仕事であるが、ドラフトの際に彼ら(日本法弁護士)の意見を得るようにしている。本文の下ドラフトは法律事務所に意見を貰い、アタッチメントを私が作成する、といった事もしたことがある。

(2) 弁護士としての活躍

弁護士としてミャンマーで活躍するためには、行政庁や立法府との人脈づくりが何よりも重要になると思う。この国は、まだ人的関係を中心に回る面があり、人脈の有無・多寡により、物事を円滑に進められるか大きな差があると考え

る。

また、ミャンマーに駐在して、ミャンマーでいわばボスのように振る舞って 居座るということが、重要とも思う。駐在していること自体がアセットであろう。

その他、ミャンマーは、法制度作りが進められている国である。法制度設計の局面で、法律家が大いに活躍できるのではないだろうか。専門的な法律に関する知識が要求される局面が増えており、そうした専門分野に強い弁護士は重宝されるものと思う。

(3) 汚職・賄賂について

汚職や賄賂については、様々な局面で蔓延しているものと思う。

なお、日系ではない法律事務所においては、賄賂が必要な局面では、躊躇いなく賄賂を活用し、その分も弁護士報酬に乗せていると聞く。

7 JETROへのヒアリング

ミャンマーでは、ヤンゴンに日本貿易振興機構(JETRO)の駐在事務所が設けられ、現地で実務が行われている。また、JETROでは、無料法律相談に近いようなプロジェクトもミャンマーで立ち上げられていると聞く。

そこで、JETRO ヤンゴン事務所を訪問し、ヒアリングを実施した。

(1) JETRO の概要

JETRO は、対日投資の促進と、海外進出・輸出の促進のため、国内及び海外に拠点を設け、業務を行っている。JETRO の概要については、パンフレットを参照されたい(次頁以降に抜粋して添付⁶)。

(2) JETRO ヤンゴン事務所

ア JETROヤンゴン事務所の概要

ヤンゴン事務所は、1995年ころに設置された。現在(ヒアリング実施時点)、いわゆるプロパーの職員が3名、元商社のアドバイザーが1名、その他民間企業からの出向者2名の合計6名で対応している。全員が、ミャンマーに駐在している。また、JETROからミャンマー政府機関であるDICAに1名出向者を出している(これは、上記の人数には含めていない)。また、経済産業省からの1名がさらに増員予定である。

所長は、ミラノ、アトランタ、ハノイ等の海外駐在経験が豊富であり、 企業進出支援を専門としている。

次長は、タイ等の海外経験があり、福岡等の国内事務所にも勤務していた。

当職(ヒアリング対象者)は、2012年入社であり、研修生として、初めて海外駐在となった。1年間滞在する予定である。

⁶ 出典:「JETRO 日本貿易振興機構(JETRO)のご案内」。

JETROの目的

日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易振興と対日直接投資に関する事業の総合的な実施と、開発途上地域の総合的な調査 研究を通じて、諸外国との貿易拡大および経済協力を促進し、日本の経済・社会のさらなる発展を目指します。

JETROの主な取り組み

海外からの投資を呼び込み、我が国の経済活性化に貢献します

■JETROは、 対日投資の総合的支援機関として、外国企業に対する誘致活動を行うとともに、外国企業の日本拠点設立を支援し ■JEI HUは、刈口投真の総合的又接属機として、アト園止素に刈りの誘致の動で1 JCともに、アト園止素の日本物点を支え抜けています。特に、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点等の案件、経済効果が見込める研究開発拠点や地域統括拠点、我が国の地域産業の活性化や産業基盤を強化する案件等の誘致に重点を置いています。とりわけ、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大や外国企業のニーズが高い分野での誘致活動を重点的に行っています。

■ JETROが投資誘致のために行う事業・サービス

◆個別案件向けの情報収集・ビジネス提案

海外では情報収集や誘致活動、関係機関とのセミナー開催等、国 内では外国企業へのビジネスモデル提案、二次投資案件の発掘・誘 致等をしています。



<外国企業との打ち合わせの様子>

他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆トップセールスによる情報発信
- ◆インキュベーション・オフィス (IBSC) の提供◆外国企業の声を踏まえた政策提言



<ニューヨークでのセミナー>

◆地域の外資誘致戦略の提案とマッチング機会の提供

地方への外国企業誘致に向けて、外資誘致戦略の提案や誘致イ ンセンティブ、外国人の生活支援等の提案。 さらに日本企業との 提携を望む外国企業とのマッチング機会を提供しています。 投資案件の発掘・誘致等を行っています。



<ビジネスマッチングの様子>



< IBSC受付>

2. 日本産農林水産物・食品輸出の支援をします

■JETROは、政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」の実現と、政府が推進する地方創生に貢献していくため、JETRO国内外のネットワークを最大限活用し、品目別輸出団体等と連携し、関係省庁と一体となってオール・ジャバンで農林水産物・食品の輸出に取組んでいます。

■ JETROが農林水産物・食品輸出のために行う事業・サービス

◆全国に輸出相談窓口を設置し、ワンストップで情報提供

国別・品目別マーケティング情報や検疫等の制度情報等を収 集・蓄積し、全国内事務所に設置している相談窓口やウェブサイト・セミナー等を通じて事業者に情報提供しています。



<台湾マーケティングセミナー>

◆海外でのマーケティング活動を支援

海外見本市や国内外の商談会、海外有望市場でのマーケティング拠点を通じて事業者の円滑な商流構築を支援しています。その他、マーケティングスクールの開催、事業者と商社・物流会社とのマッチング機会を提供しています。



<シカゴでの日本酒のマッチングイベント>

◆オール・ジャパンでの取り組み支援

政府が定める国別・品目別輸出戦略に基づき、品目別輸出団体 等と連携し、ジャパン・ブランドの確立などオールジャパン体制 で事業を推進しています。

他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆品目・広域での連携による地域の農林水産物輸出支援
- ◆食と関連製品・サービスを合わせたプロモーション活動の実施



<ドイツ牛肉商談会>



< 展示された和牛とロゴ >



< 日本産酒類ジャパンパビリオン >

3. 中堅・中小企業等の海外展開を支援します

■JETROは中堅・中小企業等の日本からの輸出や海外進出をJETRO内外ネットワークを駆使して支援しています。その際は、関係機関、自治体等と連携して企業のニーズにマッチしたサービスを提供しています。海外進出した日系企業に対しては、販路紹介、トラブル回避のアドバイス等、企業のニーズや進出段階に応じた支援に加え、事業の見直し、第3国展開といった新たなビジネス展開ニーズにも応えています。

サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進等、日本が強みを有する 産業、技術・ビジネス分野は重点を置いて支援し、海外展開を通じて日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要喚起や訪日外国 人の増加等も図っています。

■ JETROが中堅・中小企業等の海外展開のために行う事業・サービス

◆海外展開に意欲ある企業を支援

貿易投資相談を通じて海外展開に意欲のある有望企業を支援 し、海外展開のノウハウを提供する講座を開催しています。



<アジアビジネス環境セミナーの様子>

◆輸出から海外進出までの一貫支援

日本が強みを有する産業・技術・ビジネス分野を中心に、輸 出から海外進出まで、個別企業ニーズに応じて一貫支援してい ます。



<アジア向け輸出商談会の様子>

他にも次の事業・サービスを提供しています。

- ◆販路開拓や操業支援等段階に応じた支援
- ◆相手国政府との関係強化 ◆国内の地域経済への貢献プロジェクトによる地域経済の活性化への取り組み
- ◆ジャパン・ブランドの発信
- ◆自治体や業界団体と連携した産業観光事業
- ◆知的財産権を活用したビジネス展開支援、基準・認証等の制度情報の収集・提供



<自国のバスケットを手にする ルワンダ・カガメ大統領>



<NY NOW 2014夏 (デザイン製品展示会) の様子>



<地域間産業交流における 覚書締結の様子>

4. 調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献します

■JETROは、国内外の拠点、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関とのネットワーク、 アジア経済研究所における研究成果の蓄積等の強みを活用して調査・分析を行い、最新の海外ビジネス情報を日本企業に広く提供しています。また、国内外政府への積極的な政策提言活動を通じて日本企業の企業活動や通商政策に貢献しています。

■ JETROが日本企業の活動や通商政策に貢献するために行う事業・サービス

◆企業動向や海外情勢等に関する調査

公的機関としての中立的な立場と海外ネットワークを活かして海外のビジネス環境、日本企業の海外展開や外国企業の経営実態等の動向を把握しています。また、世界経済や日本企業に多大な影響を及ぼす事象について情報提供しています。



世界貿易投資報告



アジ研ワールド・トレンド



他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆国内外政府への政策提言 ◆情報提供
- ◆新興国研究の深化と政策への貢献 (アジア経済研究所)
- ◆研究ネットワークの拡充と研究成果による知 的貢献(アジア経済研究所)
- ◆研究成果普及とキャパシティビルディングへ の貢献

◆JETROビジネスライブラリー (東京・大阪)

国際ビジネスの専門図書館です。どなたでもご利用になれます。JETROの海 外事務所等を通じて収集した世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制 度等の基礎的資料、関税率表等の実務に直結する資料等、多岐にわたる資料 を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。

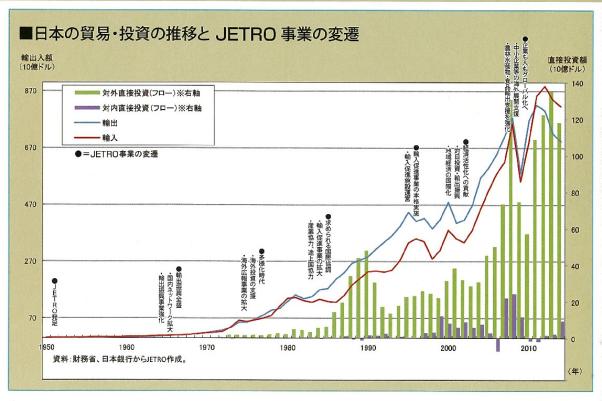
- ●開館時間:9:00~17:00
- ●休館日: 土日·祝日·第3火曜日·年末年始 ※本部(東京)、大阪本部に併設

◆アジア経済研究所図書館

アジアに限らず、開発途上地域全体をカバーする社会科学専門図書館で す。どなたでもご利用になれます。学術文献に加え、各国の統計・白 書・新聞・雑誌も取り揃えています。

- ●開館時間:10:00~18:00
- ●休館日:第2,4,5土曜日・日・祝日・毎月末最終営業日・年末年始 ※アジア経済研究所に併設





イ ヤンゴン事務所で提供するサービス

ヤンゴン事務所では、現在、主に次のようなサービス / 事業を提供している。

(ア) ブリーフィングサービス

一般的な投資環境、企業情報等の情報提供である。相談には特段の費用は必要とされない。2016 年 5 月の来訪者は 334 名であり、社数にすると 100 社程度である。下記のプラットフォーム事業は中小企業のみを対象とするが、このサービスは大手企業も対象になる。

(イ) プラットフォーム事業

2016 年 6 月から正式に開始した事業である。企業から相談を受け、専門家による更なる相談等を必要と判断した場合には、税務会計総合事務所(KMPG)、法律事務所(TMI)、又はコンサルタント(JSAT)への相談をアレンジする。面談での 1 時間程度の無料相談か、メールによる相談を選択することができる。メールについては特段の制限は設けておらず、良識の範囲内でお願いしている。相談先は、JETRO が専門性を鑑みて、選択する。サービス開始から面談時(2016 年 6 月 29 日)まで、7 件ほどの利用があったと記憶している。更なる調査や相談が必要ということになれば、それぞれの相談先と個別に決めてもらっており、JETRO は関与しない。

プラットフォーム事業についての詳細は、次ページの資料を参照され

たい7。

⁷ 出典:「ジェトロのサービス 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)。



ジェトロのサービス

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域(14の国・地域で20カ所)に「中小企業海外展開現地支援 プラットフォーム」を設置しています。

各プラットフォームには、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、 皆様からのご相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた 支援をいたします。

プラットフォーム設置箇所 14の国・地域で20ヵ所(2015年度)

アジア		アジア	
インド	ムンバイ	フィリピン	マニラ
	チェンナイ	ベトナム	ハノイ
インドネシア	ジャカルタ/スラバヤ		ホーチミン
カンボジア	プノンペン	マレーシア	クアラルンプール
タイ	バンコク	ミャンマー	ヤンゴン
台湾	台北	北米・中南米	
中国	中国西部地域(重慶/成都)	米国	サンフランシスコ
	中国東部地域(上海)	ブラジル	サンパウロ
	中国南部地域(広州/深圳/厦門)	欧州	
	中国北部地域(北京/天津)	ドイツ	デュッセルドルフ
	香港		
バングラデシュ	ダッカ		

支援サービス内容

以下のサービスを無料でご提供しています。

本サービスをご利用いただけるのは中小企業に限られます。

※中小企業の定義は、中小企業庁:中小企業・小規模事業者の定義 に準じます。

プラットフォーム・コーディネーターが日本語で、現地ビジネス展開に関する相談等について、(1)現地での面談、(2)Eメール・電 話等により、(3)その他(アポイント取得等)にも、回答・対応いたします。コーディネーターの専門性に応じて、対応するコーデ ィネーターを割りふらせていただきます。

- (1) 面談・同席
 - 原則、プラットフォーム設置のジェトロ海外事務所にて行います。
- (2) Eメール・電話等による対応
 - ジェトロ海外事務所訪問が難しい場合や面談の事前・事後のご相談などに活用ください。
- (3) その他 (アポイント取得等)

相談内容

- 種相談・質問
- 1 輸出・投資等に関する各 輸出・投資等に関する相談・質問にお答えします。
- 2 マッチング支援
- 現地パートナー候補等の紹介、取次ぎ、アポイント取得、面談同席、面談後のフォローアップ 等を 行います(ただし、対応可能なコーディネーターが配置されている箇所のみ)。
- 3 現地関係機関・各種専門 家等の紹介・取次ぎ
- 現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関や、法律・会計事務所、人材リクル ーティング会社等、必要に応じて協力機関や専門家への取次ぎ等を行います。
- (注1) 各プラットフォームによって、コーディネーターの対応可能な範囲が異なります。
- (注2) ご相談の内容によっては、プラットフォーム・コーディネーターで対応できない場合もあります。
- (注3) 取次ぎ先の専門家によるサービス(各種資料作成、面談への同行・同席、許認可取得、書類翻訳、各種申請書・契約書作

成、就業規則作成など)に係る費用は、企業様ご自身で専門家と交渉していただきます。 (注4) 上記表2.に係る、移動手段および通訳手配等については、企業様ご自身で行って頂きます。

本サービスの対象企業

- 1. 海外展開(輸出・投資等)を検討する中小企業
- 2. すでに海外に拠点を有する中小企業

お申し込み方法

<海外展開(輸出・投資)を検討する中小企業の方>

最寄のジェトロ国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

<すでに海外に拠点を有する中小企業の方>

コーディネーターが在籍する各担当事務所へご連絡ください。

ご利用イメージ

ご利用の流れ

V

STEP 1 お問い合わせ

まずは最寄りのジェトロにお問い合わせください。所定の申込書を送付します。

日本国内のお問い合わせ先:最寄りのジェトロ国内事務所 またはビジネス展開支援課

現地法人等、海外のお問い合わせ先:最寄りのジェトロ海外事務所 または利用希望のプラットフォーム設置 事務所

STEP 2 お申し込み

申込書に必要事項を記入の上、最寄りのジェトロにご提出ください。

STEP 3 受付

お客様のお申し込み内容に基づき、ジェトロ担当者がプラットフォーム・コーディネーターとの面談等を調整 のうえ、お客様にご連絡します。

※ご相談の内容により、お客様のご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

STEP 4 支援サービスの提供

現地プラットフォーム設置事務所またはEメール回答にて、プラットフォーム・コーディネーターがお客様のご相談にお応えします。

※Eメール相談は内容によって、回答までの期間が異なります。

プラットフォームサービスご利用に際しての免責事項

プラットフォームサービスに関して提供するサービス、資料、データ、情報等の正確性の確認、及びコーディネーター等の助言の採否は、お客様の責任と判断で行って頂きます。提供したサービスにおいて、万が一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよびプラットフォーム・コーディネーターは責任を負いかねます。また、第三者への提供・開示を前提とするご相談は、ご質問の趣旨・内容が把握出来ず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、ご遠慮頂いています。当該ビジネスに関連する方から直接にお問い合わせ頂きますようお願い致します。

ご質問・お問い合わせ

ジェトロ・ビジネス展開支援課 プラットフォーム担当者

Mail: platform-bda@jetro.go.jp

Tel: 03-3582-5017

Copyright (C) 1995-2016 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.

(ウ) 現地企業のリストアップ

企業から相談を受け、現地の企業をリストアップするサービスである。主に、ローカルパートナーを探す際等に活用される。

(エ) ミニ調査サービス

企業から依頼を受けて、市場調査等について行うサービスである。

(オ) 貸しオフィスサービス

ジェトロは、70日間、2回までの延長利用にて、最長 210日間、ヤンゴンでの拠点を持たない日本企業に対して、オフィススペース(ビジネス・サポートセンター)をレンタルしている。ビジネス・サポートセンターは、JETRO 事務所と同じヤンゴンのダウンタウンにある。使用率は、3部屋あるうち、常に1から2社が利用している状態である。詳細については、添付資料を参照願いたい(次頁に必要部分抜粋⁸)。

(カ)展示会・商談会等の開催

定期的に展示会や商談会等を開催している。

(キ)調査・情報発信

現地の調査を行い、情報発信を行っていく事業である。

(ク) 政府間協力事業

ミャンマー政府からは、自国産業の発展が求められており、ミャンマーに専門家を派遣して、産業レベルを向上させることを行っている。 農業や食品加工技術等の分野が多い。

⁸ 出典:「ジェトロ ビジネス・サポートセンター(BSC) 入居のご案内 BSC」日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス・サポートセンター(ヤンゴン)

ビジネス・サポートセンター(BSC)概要

初めて ASEAN、インドに進出しようとするとき、現地での活動にお困りではありませんか? ジェトロでは、現地での企業設立に関して、ハード(貸オフィス)・ソフト(情報提供)両面でのサービスを提供 させていただきます。

ハード面でのサービス:専用のオフィススペース(※)を無償提供いたします

※個室の基本的な設備として、机、椅子、電話、FAX、プリンター、インターネット回線、また共有設備として複合コピー機や、 会議室・応接室、ライブラリーをご利用いただけます。原則、パソコンはご自身でお持ち込みいただくこととなります。

ソフト面でのサービス:現地のジェトロ事務所が企業設立へ向けた準備のお手伝いをいたします

現地アドバイザーによるコンサルティング(例:現地の投資環境情報の提供、法務・労務・税務等に関するアドバイスなど) や、現地政府等へのとりつぎを行います。※現地アドバイザーについては、各BSCのベージ参照

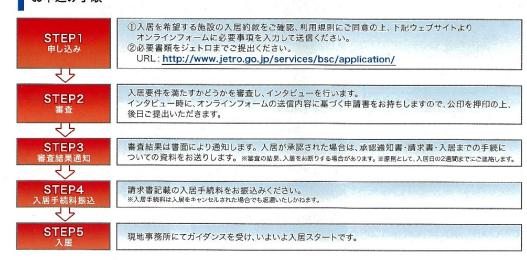
利用対象

- 1. 日本で法人登記し、タイ、ベトナム、インド、フィリピン、ミャンマーへの投資・技術提携を検討する日本法人
- 2. 入居者は当該企業等の社員で進出に携わる方であること ※詳しい入居資格については各BSCのページ参照

入居お申し込みに必要な書類

- 1. 利用申請書(下記ウェブサイトよりオンラインフォームにて申し込み)
- 2. 登記事項証明書(3か月以内に取得のもの、写しでも可)
- 3. 直近2期の決算書(写し)
- 4. 入居者と入居企業等との雇用契約を証明する文書(入居者が日本法人代表と異なる場合)
- 5. 会社パンフレット和文・英文(各2部)
- 6. その他書類(別途書類をご提出いただくことがございますので、予めご了承ください)

お申込み手順



ジェトロビジネス・サポートセンター 入居のご案内 01

ビジネス・サポートセンター ヤンゴン ミャンマー:ヤンゴン



夕

オフィススペース

■(個室3室)2人用:3室

入居規定

- ■入居期間:70日(延長利用は2回まで。最長210日間利用可能。)
- ■オフィス利用時間:午前9時から午後5時 (土曜、日曜、祝日(ジェトロ・ヤンゴン事務所の祝日に準ずる)を除く)
- ■禁止事項:販売等営業行為 ※その他細則はホームページを参照、あるいはお問い合わせ下さい。

入居資格

- ■日本で法人登記し、かつミャンマーに拠点を持たないこと。
- ■ミャンマーでの拠点設立を具体的に検討していること。
- ■現地の法令に違反する事業計画を含まないこと。
- ■入居者が当該企業の社員かつ事業担当者であること。
- ■ジェトロが支援することが相応しい計画を持つこと。また、事業遂行に必要な信用力があると判断され
 - ※ミャンマー入国に際しては、ビザの取得が必要ですのでご留意ください。 (ビザ取得に必要な招聘状は、ジェトロにて発行可能です。)

入居に関する費用

■入居手続料(税込)/70日

	中小企業	中小企業以外		
一般	32,400円	78,700円		
ジェトロ・メンバーズ	29,160円	70,830円		

※中小企業の定義は中小企業基本法に準じます。 ※延長利用が可能です(延長利用時の入居三続料は新規入居時と同額を再度頂戴いたします)



受付



オフィススペース



会議室

12 ジェトロビジネス・サポートセンター 入居のご案内

アドバイザープロフィール

牛腸 純和 (ごちょう ふみかず)

総合商社ではインドネシア、バングラデシュ、ベトナム等で通算16年以上の海外 駐在を経験。ベトナムでは海外工業団地投資会社の社長として、用地買収を含む 工業団地の建設から事業運営まで経営活動を行う。その業務の一環として、日本 企業の海外投資の誘致活動、投資事業会社の設立支援、投資環境改善の交渉など を行う等、アセアン各国での事業経験や投資環境改善の活動経験や、1990年代に ミャンマー政府との契約でインフラ設備をマンダレーなどに納入した経験を持つ。



日本政府機関のシニアアドバイザーとして、中小企業の海外販路開拓、海外投資セミナーの開催や貿易・ 投資に関わる相談に応じ、アセアン諸国の外資受入れ政策、法制、税制、雇用といった制度の取り纏めや、 実例に即したアドバイスを行い、日本企業の海外展開を支援した実績がある。

ビジネス・サポートセンター(ヤンゴン)設置場所

#102-103, Prime Hill Business Square No 60. Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township, Yangon, Myanmar TEL:(95)1-371787 FAX: (95)1-382710 (内線10202)

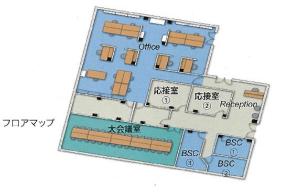


外観



アクセスマップ

ヤンゴン国際航空からタクシーで45分



(参考) ジェトロ・ヤンゴン事務所

住所・TEL/FAX共に上記ビジネス・サポートセンターに同じ

ジェトロビジネス・サポートセンター 入居のご案内 13

フィリピン

(ケ) インターンシップ事業

2016 年度に実施された事業であり、翌年度以降の開催は未定である。同事業では、日本の民間企業から、ミャンマーの現地企業や政府機関等にインターンを派遣する。現地の動向が分かるほか、進出後のパートナー探し等にも役立つことが期待される。

(コ) 知的財産関係事業

ミャンマーでは、市中に大量のコピー品が出回っているのが現状である。そうした状況を改善するため、専門家に依頼して、具体的な事例を元に、税関職員に対するセミナーを実施している。教育を担当する専門家は、弁理士や特許庁職員等であるが、直近の資料では、弁護士はいない。

(サ) 日本製品の試験販売事業

ミャンマーの地方都市に日本製品を試験販売して、需要や購買力等を調査している。主に、洗剤、蚊帳及び文房具等が対象である。1,200 円~1,300 円程度の高級シャンプーが売れたり、12-3 ドルほどの蚊帳(一般に市中では7,8ドルで購入できる)も売れていた。

ウ 日系企業からの相談への対応

ヒアリング担当者がまず日系企業から来た相談の内容を確認し、内容に 応じて担当者に割り振るという対応をしている。

トラブルについての話を聞くこともあるが、ほとんどの相談は、ミャンマー進出か事業拡大の相談が多い。また、事業規制の質問も多い。具体的な規制内容については、弁護士等の専門家への相談を促すことになる。プラットフォーム事業については、そうした局面で利用されている。

個人あるいは個人事業者レベルでの相談を受けることもある。

(3) 現地の法的安定性について

JETRO が活動する上では、大使館の下で活動しており、法律面について不安定さを感じる局面は少ない。

一方、民間の投資という局面においては、カントリーリスクは非常に高いと

感じる。JETRO 職員としてタイやベトナムには関与した経験があるが、それらの国と比較しても非常に高いと感じる。

(4) 在外公館の連携

JICA とはセミナーを共催することがあるが、特定のプロジェクトにおいて共同することは基本的にない。

大使館とは、日緬共同イニシアチブ等において協力している。

(5) 日本法弁護士の活用等について

JETRO 内部には、弁護士は置いていない。

JETRO 内部において生じた法律的な問題については、原則として、JETRO として顧問契約を締結している外部の法律事務所に相談している。

ミャンマーについては、日本法弁護士の需要は、感覚としてあるように感じる。特に、ミャンマーへの参入時のサポートに必要になると思う。ミャンマーの 法律が非常に分かりづらいことも、弁護士の必要性を増す事情の一つと思う。

無資格のコンサルタントに比べて、日本法の弁護士の場合には、日本の法律、制度や感覚と、ミャンマーのそれとの違いが言えるということが強みだと思う。また、現在あるミャンマーでの法規制を前提に、今後の事業立案をすることができるということも大きな利点ではないだろうか。

8 JICA へのヒアリング

(1) JICA ヤンゴン事務所の概要

ヤンゴンには、1970年代に事務所が設けられた。

現在(ヒアリング実施時点)、ヤンゴン事務所には、日本人職員が 23 名、ミャンマー人職員が 35 名勤務している。このうち、所長が 1 名、次長が 3 名である。その他、ミャンマーの各省庁に派遣されている者、あるいは関係コンサル等を含めると、300 名程度がミャンマーで勤務している。

(2) ミャンマーでの JICA プロジェクト

JICA がミャンマーで行っている事業は、大きく分けて、次の3種類に分けられる。これは、旧政権時代から続いている方針である。

貧困削減等のベーシックヒューマニズム関連事業 人材育成、制度整備事業 インフラ整備事業

ベーシックヒューマニズム関連事業としては、農業、保険、病院、医療等に関する事業、少数民族及び少数民族居住地域への支援等である。

人材育成、制度整備事業としては、金融や証券取引所への人材派遣、日本センター(UMFCCI内にオフィスがある)での研修、校長、初等教育支援、法整備支援等である。法整備支援プロジェクトは、2013年 11 月から動いている。

インフラ整備としては、ティラワ経済特区の整備支援、電力、浄水施設の整備、道路の整備等である。

現在ミャンマーで動いている JICA のプロジェクト数は、おおむね次のとおりである。

円借款プロジェクト 10 件以上無償案件 10 件以上技術協力 30 件程度

(3) 法整備支援

法整備支援プロジェクトとして、現在、司法長官府(UAGO)に1名の日本の

弁護士有資格者⁹が駐在し、UAGOに対し様々な協力・支援を行っている¹⁰。

JICA の理念として、一方的に法律案を押し付けるようなことはせず、現地職員に対する教育を通して現地職員の能力を向上し、その結果、現地が主体となって行う法律の起草に協力する、ということを目指している。すなわち、能力向上が支援の基本となっている。

しかし、JICAのやり方とは異なり、他国の法律を輸入する形で法律案をドラフトし、これをミャンマー側に導入させようとする機関も存在している。現在進められている新会社法等は、そのような形で進められていると聞く。

現在、JICA が関与して進められている法令の起草としては、倒産法が挙げられる。ただし、アジア開発銀行(ADB)でも関与しているようであり、どのように起草を進めていくのかやや曖昧である。

(4) 日本の法曹有資格者の活用

日本の法曹有資格者としては、上記法整備支援プロジェクトに関与していくという形で、活躍の場があると考える。現在、UAGOに駐在している弁護士は、元々JICAの職員として勤務していたが、そうしたプロパー職員ではなく契約職員として起用することもあり得る。ただし、上記でも触れたとおり、ミャンマーの法整備については、各国・国際機関がそれを競争して取り合っている状況にある。日本の法曹有資格者が活躍するためには、まず JICA あるいはその他の日本の政府機関がロビーイングをして、起草作業への関与を獲得しなければならないだろう。

また、JICA として、法整備支援の一環として、外部弁護士に委託して、 UAGO 職員へのセミナーや研修等を実施することがある。実際、契約の審査に関 わる研修を、ヤンゴンで駐在している弁護士に依頼し、実施する予定である。

その他、JICA も現地職員を雇っており、労務管理等で日本法弁護士を活用することはある。

(5) 日本企業にとってのミャンマー投資

ミャンマーへの投資において、大きな障害は、インフラの整備が非常に遅れている点であろう。頻繁に停電が起きる等電力需要は慢性的に不足しており、そ

⁹ 元々、日本の外資系法律事務所等で勤務を行っていたが、留学を契機として JICA の専門員となり、その後にミャンマーへの長期専門家として派遣された。

後述のとおり、その後に当職は UAGO も訪問し、法整備支援プロジェクトとして駐在している法曹有資格者に対し、ヒアリングを行っている。当該ヒアリング時点において、日本の検察官も駐在している。

の結果、重工業が入りにくい状況が続いている。

また、人材不足も指摘できる。元々、低賃金による低コスト化が魅力の国であったが、優秀な人材の数は限られている。そのため、優秀な人材の給料は、吊り上がってきている。

(6) 現地の法的安定性

法的安定性は、ほぼない状況である。

また、ミャンマー側は、特別法ばかりを見ていて、もっと重要な基本法を軽視している、あるいは見過ごしている傾向がうかがえる。ミャンマー側は、特別法で様々な状況の改善を図ろうとするが、小手先の対応に過ぎず、基本法から見直していく必要があると思う。しかし、省庁側が本腰を入れて直していくケースはあまり多くない。

(7) 在外公館間の連携

JICA は、大使館のアネックスとしての位置づけで活動している。それゆえ、様々な事業で大使館とは密に連携を取っている。月に一度は協議の機会がある。 JETRO との連携は、商工会やセミナー等で連携することがあり得るが、それ

ほど密に連携を取っているという訳ではない。

9 司法長官府(UAGO)内 JICA 法整備支援アドバイザーへのヒアリング

ミャンマーでは、JICA の法整備支援プロジェクトの一環として、アドバイザー2名が司法長官府(UAGO)に駐在し、各種の法整備支援に当たっている。そこで、ネピドーにある UAGO オフィスを訪問し、両名からのヒアリングを実施した。ヒアリングの内容は、以下のとおりである。

(1) 経緯

ミャンマーでは、2011 年に民主化されたことに伴い、日本からの経済制裁も 2011 年夏に緩和した。

テイン・セイン元大統領と日本の野田元首相が会談した結果、各分野においてミャンマーに支援をする旨の共同プレスステートメントが発表された。かかる支援について法務省としての支援として、2013 年 8 月に Record of Discussion が締結され、2014 年から法整備支援プロジェクトが開始された。

2014年1月に弁護士が派遣され、同年5月には検察官が派遣された。

フェーズ 1 は 3 年間の予定であったが、1 年半延長され、2018 年 5 月末を もって終了する。

法整備支援に関する経緯については、国際協力部が発行しているパンフレットのミャンマーに関する該当ページも参考にされたい(次ページ添付¹¹)。

(2) アドバイザーの背景

アドバイザーは現在 2 名が駐在している。1 名が弁護士であり、JICA の専門員として勤務していたが、法整備支援プロジェクトが開始された時に、ミャンマー駐在のアドバイザーとなった。もう 1 名は、検察官であり、前任者が帰国後になかなか現地駐在ができず長引いたが、2016 年 12 月からようやく駐在を開始した。

出典:「International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice」法 務省総合研究所国際協力部。

■ ミャンマー連邦共和国

ミャンマーでは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立して以降、着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も、ミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月21日日・ミャンマー首脳会談後に発出された共同プレスステートメントにおいて、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

法務省は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいするなどして、法律分野での交流を促進してきました。そして、法務省は、2013年度から、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所を実施機関として、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的としたJICAによるミャンマー法整備支援プロジェクトに、検事の長期派遣専門家を現地に派遣するなどして同プロジェクトに協力しています。

同プロジェクトでは、起草・審査支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めることとなっており、法務省は、今後も、関係機関と緊密に連携をとりながら、ミャンマーの司法インフラ整備のため同プロジェクトに全面的に協力していきます。

Republic of the Union of Myanmar

In March 2011, Myanmar established a new government during a transition to civilian rule from the long-in-power military regime. Since then, it has made steady progress toward democratization.

The government of Japan appreciated the reformatory efforts made in Myanmar. Consequently on April 21, 2012, in a joint press statement issued on the occasion of the Japan-Myanmar Summit Meeting, the Japanese government announced an assistance policy toward Myanmar.

"In order to support Myanmar' s efforts for reforms in various areas towards its democratization, national reconciliation and sustainable development, Japan will extend cooperation so that a wide range of the population can enjoy the benefits from the dividend of such reforms."

population can enjoy the benefits from the dividend of such reforms."

Legal technical cooperation promotes democratization and economic reform in Myanmar by helping the capacity-building of human resources and institutions which support its economy and society. Moreover, it is an important cooperation field conducive to the improvement of the economic environment, in order to promote foreign investment, including from Japanese businesses.

In the effort to develop legal technical cooperation in Myanmar, the Ministry of Justice (MOJ) of Japan has promoted personnel exchange in the legal field since 2012. Such activities include: conducting local surveys; inviting the Attorney General, Chief Justice of the Union, etc. to Japan, etc.

In 2013, the MOJ began its cooperation with the JICA Legal Cooperation Project. This project works with the Union Attorney General's Office and the Supreme Court of the Union of Myanmar as implementing organizations. It is aimed to promote the rule of law, democratization and sustainable economic development, through institutional/personnel capacity-development for improving Myanmar's legal systems. To this end, the MOJ has developed various cooperation activities, including the dispatch of long-term experts.

The project actively promotes cooperation with Myanmar in the field of legislative drafting/vetting and human resource development. In close cooperation with related organizations, the MOJ will continue to extend its full support to the project in order to contribute to the improvement of the judicial infrastructure in Myanmar.





本邦研修の一場面 Seminar in Japan



連邦法務長官府における新任法務官研修(講義風景) Training of newly-appointed law officers at the Union General Attorney's Office (lecture)



連邦最高裁判所における新任裁判官研修(集合写真) Training of newly-appointed judges at the Supreme Court of the Union (group photo)

2008年	新憲法 (ミャンマー連邦共和国憲法) 制定	The enactment of the new constitution (Constitution of the Republic of the Union of Myanmar)
2010年	総選挙実施	General election
2011年	民政移管	Shift to civilian rule
2012年	日・ミャンマー首脳会談(会談後、共同プレスステートメント発表) 連邦最高裁判所長官を共同招へい	Japan-Myanmar Summit Meeting (Joint Press Statement after the meeting) Invitation of the Chief Justice of the Supreme Court of the Union to Japan
2013年	連邦法務長官を共同招へい JICA「法整備支援プロジェクト」への協力開始	Invitation of the Attorney General of the Union to Japan Cooperation with the JICA Legal Technical Cooperation Project began
2015年	総選挙	General election

(3) UAGO で行っている業務

業務としては、現地職員の法教育が主となってくる。ミャンマー側職員を含め 10 人程度でワーキンググループを組んで、法整備について議論を重ねる。 ミャンマー側職員を日本に派遣する本邦研修をまず行い、その上で現地セミナーを開催する。

近いところでは、知的財産法に関する現地セミナーを開催する予定である。 明治大学の熊谷教授、森・濱田松本法律事務所の熊谷弁護士、長嶋・大野・常松 法律事務所の三村弁護士が登壇する予定である。

倒産法についての本邦研修も検討中である。

(4) 法令起草への関与

法令起草への関与については、各国の陣取り合戦の様相を呈している。各国 が

日本の利益を打ち出していくためには、JICA という枠組みでは限界がある。 JICA は日本の国益のみを代弁する機関ではないため、中立性を求められる局面 が多い。日本企業の投資にとって利用しやすいものとするためには、日本の国益 を代弁する形で法整備支援に関与していくことも必要と考えている。

また、ミャンマー法曹界のコモン・ローに対する矜持といかに向き合っていくかが、今後の課題である。実態としては、制定法を法源として捉えるシビル・ロー的であるが、法曹界にはコモン・ローに対する憧憬があり、コモン・ロー国出身の専門家の意見を受け入れやすい傾向がある。シビル・ロー国家である日本にはハンデがあり、向き合い方を考えなければならない。

トップダウン型の意思決定が多く、現地職員の教育だけでは、現実の法整備につながりにくい状況がある。JICA の従来型の法整備支援が通用しにくい側面がある。トップに対するロビーイングに長けた国際機関により起草作業が進められやすい現実がある。また、現地職員を教育しても、現地職員が起草作業まで手掛けられるようになることは極めて稀と感じる。したがって、これからは、たたき台としての草案を条文形式で作成し、現地側の意見をもらうという作業で進めていこうと考えている。

(5) 法整備支援の今後

現在は、弁護士と検察官の 2 名体制で支援事業に取り組んでいるが、できれば 3 人体制にしたいと考えている。

希望としては、裁判官であり、これによって法曹三者が揃うことになる。も

し裁判官が難しいようであれば、弁護士になるだろう。

フェーズ 1 は 2018 年 5 月をもって終了するが、引き続きフェーズ 2 へ移行したいと考えている。

(6) 法令調査

法令調査については、法整備支援の関係で各法律事務所に作成を依頼してきた報告書を参考にしている。条文を読んで理解できなかった箇所については、 ミャンマーの法律家に聞くという流れで調査する。

(7) 日本法弁護士に望むこと

ミャンマーで活躍する日本法弁護士と我々専門家の間での意思疎通が十分ではないように思う。ヤンゴンとネピドーという物理的距離があるため、やむを得ない面もあるが、もっと我々専門家と話す機会を設けてほしいと思っている。

以 上